

地域産業委員会 令和4年2月25.28日
観光・国際都市部 資料5番
所管 スポーツ推進課

## 第17号議案

大田区立大森スポーツセンター条例の施設の一部の供用停止に関する条例について

1 制定理由

大田区立大森スポーツセンターの競技場の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、競技場の供用を停止するため、新たに大田区立大森スポーツセンター条例の施設の一部の供用停止に関する条例を制定する。

2 条例内容

別紙のとおり

3 施行年月日

令和4年8月1日

## 大田区立大森スポーツセンター条例の施設の一部の供用停止に関する条例

大田区立大森スポーツセンター条例（平成8年条例第23号）に規定する施設のうち、競技場は、令和4年8月1日から令和5年3月31日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

（提案理由）

大田区立大森スポーツセンターの競技場の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、競技場の供用を停止するため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。